

令和6年10月18日付け県公報第562号静岡県規則第56号（宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1	改正後の欄下から1	<u>場合は</u>	<u>場合は</u>